

鳥取県告示第705号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年10月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会医療法人明和会医療福祉センター	鳥取市東町三丁目307	デイサービスオータムハウス	鳥取市覚寺51-5	平成20年10月1日
〃	〃	グループホームオータムハウス	〃	〃
〃	〃	グループホームさくらはうすつばきはうす	鳥取市覚寺180	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会医療法人明和会医療福祉センター	鳥取市東町三丁目307	デイサービスオータムハウス	鳥取市覚寺51-5	平成20年10月1日
〃	〃	グループホームオータムハウス	〃	〃
〃	〃	グループホームさくらはうすつばきはうす	鳥取市覚寺180	〃